

母子父子家庭の医療費を助成します

1 助成対象者

- (1) 各種健康保険に加入している母子・父子家庭の児童（18歳の年度末まで）及びその母（又は父）
- (2) 両親のいない児童（18歳の年度末まで）

※ただし、受給者及び同居している扶養義務者の所得額が下表の限度額を超える場合は、助成対象となりません。

税法上の扶養人数	本人の所得制限限度額	同一世帯の扶養義務者所得制限限度額
0人	1,540,000円	2,360,000円
1人	1,920,000円	2,740,000円
2人	2,300,000円	3,120,000円
3人	2,680,000円	3,500,000円

2 登録の方法

上記対象者に該当する方は、市役所子育て支援課で登録手続きをしてください。受給資格を判定し、該当した場合は受給者証を交付します。以降、毎年9月末に受給資格の有無を再判定し、該当者へ医療費受給者証を送付します。（自動更新しますので手続きは必要ありません。）

3 利用方法及び助成の対象

(1) 共通利用方法

医療機関で通常どおりお支払いください。約3ヶ月後、以下のとおり助成費を指定口座へ振込みます。

①外来の場合：保険診療分で1件あたり1,000円差し引いた医療費を助成

②入院の場合：保険診療分で1件あたり2,000円差し引いた医療費を助成

※ 医療機関でお支払いいただいた金額が、差し引く金額に満たない場合は対象外となります。

※ 高額医療費の助成対象となる場合は、別の手続きが必要となる場合があります。

(2) 保険別の利用方法

①国民健康保険加入の方

「受給者証のみ」を医療機関へ提出してください。

②社会保険加入の方

「受給者証」と「医療費助成申請書」を医療機関へ提出してください。

(3) その他注意事項

①総合病院で複数の科を受診したときは、診療科ごとに医療費助成申請書の提出が必要です。

②病院と薬局が異なる所では、両方で医療費助成申請書を提出してください。

③薬の容器代や入院時の個人部屋差額代など保険診療分以外のものは、助成対象外です。

④高額医療費や保険組合からの附加給付金など、他制度からの助成が受けられる場合、その分を差し引いて助成します。

⑤県外で受診した場合は、その時支払った分の領収書をもって子育て支援課に申請してください。

4 問合せ先

(1) 母子・父子家庭医療費助成 東松島市子育て支援課子育て支援係 Tel 82-1111（内線 1420）

(2) 高額医療費の助成 【国民健康保険の方】市民生活課国保医療給付係 Tel 82-1111

【社会保険の方】お勤め先又は、社会保険事務所